

令和7年度熊本大学熊本創生推進機構
研究開発室利用者募集案内

熊本創生推進機構では、本学の研究成果及び人的資源を活用し、ベンチャー企業の起業化及び起業後の実用化研究の用に供することを目的としています。黒髪地区のインキュベーションラボラトリー、ベンチャービジネスラボラトリー、オープンイノベーションセンター及び大江地区の産業イノベーションラボラトリーでは学内の研究プロジェクトだけではなく、ベンチャー企業等の起業化又は起業後の実用化研究の用に供することを目的とする学外の研究チーム（個人）等にも利用対象を広げております。本施設の概要、利用方法、応募方法等は下記のとおりです。

記

1. 施設の概要

①インキュベーションラボラトリー

- (1) 所在地 黒髪南キャンパス（インキュベーションラボラトリー）
- (2) 施設概要 鉄筋コンクリート造3階建 建物延床面積 1,034 m²
 - ・1階 リエゾン会議室、リフレッシュルーム、研究開発室（345 m²）
 - ・2階 研究開発室（345 m²）
 - ・3階 研究開発室（344 m²）※面積には共用スペース含む
- (3) 設備等 高速情報通信回線（学外者は利用不可）、冷暖房設備、ガス電気等インフラ完備

②ベンチャーラボ・衝撃極限環境研究実験棟

- (1) 所在地 黒髪南キャンパス（ベンチャービジネスラボラトリー）
- (2) 施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造6階建 建物延床面積 3,077 m²
 - ・4階～6階 ベンチャービジネスラボラトリー（各階444 m²）※面積には共用スペース含む
- (3) 設備等 高速情報通信回線（学外者は利用不可）、冷暖房設備、ガス電気等インフラ完備

③オープンイノベーションセンター

- (1) 所在地 黒髪南キャンパス（工学部研究棟Ⅲ）
- (2) 施設概要 鉄筋コンクリート造3階建 建物延床面積 748 m²
 - ・1階～2階 オープンイノベーションセンター（1階220 m²、2階264 m²）※面積には共用スペース含む
- (3) 設備等 高速情報通信回線（学外者は利用不可）、冷暖房設備、ガス電気等インフラ完備

④産業イノベーションラボラトリー

- (1) 所在地 大江キャンパス（産業イノベーションラボラトリー）
- (2) 施設概要 鉄筋コンクリート造5階建 建物延床面積 2,050 m²
 - ・1階 セミナー室、共用実験室、薬草ミュージアム（410 m²）
 - ・2階 オフィス、熊本創生推進機構 URA 室、会議室（391 m²）
 - ・3階 オープンラボ（410 m²）
 - ・4階 オープンラボ（410 m²）
 - ・5階 オープンラボ（410 m²）※面積には共用スペース含む
- (3) 設備等 高速情報通信回線（学外者は利用不可）、冷暖房設備、ガス電気等インフラ完備

※ ①、②、③の施設は平日の時間外（19:00-8:00）及び土日祝日は原則として入館できません。入館を必要とする場合は、別途入館申請が必要です。特に、3.(2)、(3)、(4)の利用者については原則1部屋につき1枚を限度としてゲストカードを貸し出します。なお、ゲストカードの数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 利用募集施設（研究開発室）

募集対象の施設は、別添の平面図によりご確認ください。
地域共同ラボラトリーは今回募集対象としません。

3. 利用者の範囲

利用できる者は、本学の研究成果及び人的資源を活用し、共同研究に繋がる研究、ベンチャー企業等の起業化及び起業後の実用化研究を行う次に掲げる者のいずれかとします。ただし、②の施設の一部（別添平面図参照）は半導体に関連する研究テーマ又は半導体関連企業との共同研究を行う者としてます。

- (1) 本学の教職員、大学院生
- (2) 本学の職員と起業化等のための共同研究を行う民間等共同研究員及び受託研究員
- (3) 国立大学法人熊本大学大学発ベンチャー等の支援に関する規則における、大学発ベンチャー及び熊本大学認定ベンチャーと承認された企業等の代表者
- (4) その他連携協定の締結など、本学に資する案件のうち、熊本創生推進機構長が特に必要と認められた者

4. 研究代表者

研究代表者は本学の教員もしくは民間等外部機関の代表者となります。

5. 利用期間

3.(1)、(2)、(4)に該当する者については6ヶ月以上5年以内、3.(3)に該当する者については3年以上5年以内とします。ただし、熊本創生推進機構運営委員会において承認を得た場合には5年目以降の更新を行う場合もあります。

6. 利用料

【室料】

3.(1)に該当する者………1㎡：800円（月額）

※毎年1月頃に室料の請求を行い、予算流用により支払っていただきます。

3.(2)、(3)、(4)に該当する者………別途契約により算定

※室料請求の時期は別途契約によります。

※令和8年度より、室料の変更を予定しております。

【その他】

- ・上記の室料の他、光熱水費を負担いただきます。
- ・3.(1)に該当する者については、優遇措置を設けておりますので、別紙「研究開発室使用に関する優遇措置について」もご確認の上、申請してください。
- ・3.(3)に該当する者については、5年を上限とし1年目100%、2年目75%、3年目から支援終了日まで50%利用料を減免する優遇措置を設けております。ただし、1企業あたり1部屋までの措置となります。
- ・なお、上記優遇措置は順次廃止を予定しており、来年度以降は新規の優遇措置は行いません。ただし、既に優遇措置を受けている場合で継続利用により入居が認められた場合、上限の期間

(最大5年)は優遇措置を行います。

7. 申請期間 令和6年12月4日(水)～令和6年12月25日(水)15時【必着】

8. 申請方法

- ・申請者は、新規、更新、変更にかかわらず、別記様式1「熊本大学熊本創生推進機構研究開発室利用申請書」を、申請期間内に13. 利用申請・お問合せ先に提出してください。なお、令和6年12月時点で利用のない研究開発室(別添平面図(未利用)参照)については、令和7年2-3月からの早期利用を申請することができます。早期利用を希望される場合には、事前にご相談のうえ、別記様式1の利用期間にその開始日付を記入し、申請してください。
- ・選考の過程において、ヒアリングを行う場合があります。

【利用申請書等関係書類について】

熊本大学熊本創生推進機構のページからダウンロードできます。

<http://kico.kumamoto-u.ac.jp/?p=1026>

9. 利用者の決定

提出された利用申請書について、熊本創生推進機構運営委員会において審議の上、令和7年2月までに申請者全員に採否をお知らせします。

なお、採択課題については、研究内容を本学の広報誌やWEBサイトなどで紹介させていただく場合があります。

10. 起業等の相談

熊本創生推進機構教員及びURAを中心に、起業等の相談に応じます。

11. 成果報告

利用者(研究代表者)は、熊本創生推進機構長に、別記様式2「研究成果報告書」を利用期間満了後1か月以内に提出してください。

12. 原状回復

利用者(研究代表者)は、利用期間終了時において、別に定める備品・機器等の原状回復分担表に基づき、研究開発室等の原状回復義務があります。

本学職員以外の者の責めに帰すべき事由により、部屋・備品・機器等に損害が発生した場合は、本学が加入している国大協保険の適用外となりますので、3.(2)、(3)、(4)に該当する方は、各自で入居する部屋・備品・機器等に対する火災保険等への加入をお願いいたします。

13. 利用申請・お問合せ先

研究・社会連携部 産学連携推進課 上原・田上・舟津

電話：096-342-3097(内線3097) FAX：096-342-3239

E-mail：sangaku-keiri@jimu.kumamoto-u.ac.jp